

## 入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月21日

藤崎町長 榎内伸治

### 記

#### 1 競争入札に付する建設工事

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 藤財工第2号  |
| (2) 工事名  | 藤崎老人福祉センター温泉新源泉掘削等工事  |
| (3) 工事場所 | 藤崎町大字西豊田一丁目地内   |
| (4) 工種   | さく井工事   |
| (5) 工期   | 本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和9年9月30日まで  |
| (6) 工事概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>・掘削工事（深度800m）</li><li>・ケーシング挿入工事</li><li>・揚湯試験（温泉分析・ガス分析）</li><li>・既存源泉影響調査（4カ所）</li><li>・既設源泉埋め戻し工事</li><li>・貯湯槽設置及び更新工事（屋内、屋外各1基）</li><li>・その他主な付帯工事（配管工事、電気工事）</li></ul> |
| (7) 予定価格 | 218,493,000円（税込み）   |
| (8) 前払金  | 有り  |

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 藤崎町財務規則（平成17年藤崎町規則第47号）第118条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 対象工事に対応する工種について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (4) 藤崎町建設業者工事施行能力審査規程（平成17年藤崎町訓令第32号）第5条第4項に規定する有資格建設業者名簿に登録されている者であること。
- (5) 対象工事ごとに法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者を配置できること。
- (6) 藤崎町建設業者指名停止要領（令和3年藤崎町訓令第2号）又は青森県建設業者指名停止要領（昭和60年青監第323号）に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこ

と。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 藤崎町建設工事等暴力団排除措置要綱(平成17年藤崎町訓令第37号)別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (10) 過去10年間にさく井工事(契約金額7,000万円以上のものに限る。)の施工実績(下請負人としてのものを除く。)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。
- (11) 青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村のいずれかに本店を有していること。

#### 4 参加申請

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類(様式は町ホームページよりダウンロードすること。)

- ①申請書(様式第2号) ※担当者の名刺を添付すること。
- ②配置予定技術者調書(様式第3号)
- ③施工実績調書(様式第4号)
- ④直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ⑤当該技術者の国家資格証明書又は監理技術者の写し
- ⑥代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付すること。)
- ⑦直近年度の税務署で交付する法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

(2) 提出期限 令和8年5月1日(金) 正午

(3) 提出先 藤崎町役場 2階 「財政課管財係」

(4) 提出方法 持参に限る。

(5) その他

①資格の審査結果については、令和8年5月1日(金)までにFAXで通知する。

②審査の結果、資格を認められなかった者は、令和8年5月12日(火)午後4時まで不服申立を書類(様式第6号その2)によりすることができる。

#### 5 仕様書の縦覧

(1) 縦覧期間 令和8年4月22日(水)から令和8年5月18日(月)まで

(2) 縦覧方法 インターネットによる電子縦覧

(町ホームページ「[ホーム](#) > [行政情報](#) > [入札・契約](#) > [公告情報](#)」に掲載)

#### 6 仕様書に対する質疑応答

仕様書に対して質疑がある場合は、所定の様式（町ホームページよりダウンロード可）により、財政課管財係へ持参、FAX又は電子メールで提出すること。（提出先は、本公告末尾問い合わせ先）

- (1) 質疑提出期限 令和8年5月14日（木）午後4時
- (2) FAX又はメールした場合は、必ず財政課管財係へ電話で連絡すること。
- (3) 質疑がない場合は、提出の必要がないものとする。
- (4) 質疑に対する回答は、令和8年5月15日（金）正午までに全参加申請者にFAXで回答するものとする。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月19日（火）午前10時（予定）  
※他の入札の開札状況により時刻を繰り下げる場合がある。
- (2) 場所 藤崎町役場 1階 「町民ロビー」

## 8 入札方法

- (1) 入札書は郵送により提出するものとする。  
(様式は町ホームページ [入札等に係る各種様式] からダウンロードすること。)
- (2) 宛 先 〒038-3899 藤崎郵便局留 藤崎町財政課  
(封筒の記載方法は町ホームページ掲載の封筒記載例（様式第3号）を参考とすること。)
- (3) 到着期限 令和8年5月18日（月）必着。但し、入札書の郵送（郵便局への提出）は令和8年5月7日（木）から受け付けするものとする。
- (4) 郵送方法 簡易書留又は一般書留のいずれかによる。
- (5) 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- (6) 入札の執行回数は1回とする。
- (7) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。
- (8) 落札者がいない場合は不調とする。

## 9 入札条件

藤崎町財務規則に規定する入札者心得書を遵守すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。但し、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、その納付を免除する。また、銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

## 11 工事費内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封すること（様式は町ホームページ [入札等に係る各種様式] よりダウンロードすること。)
- (2) 工事費内訳書の日付は開札日を記入すること。

## 12 入札書記載金額等

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 1.3 入札の辞退

入札を辞退する場合は、事前に電話で財政課管財係まで連絡の上、入札（開札）日の前日までに財政課へ持参又は郵送により入札辞退届を提出すること（様式は町ホームページ[\[入札等に係る各種様式\]](#)よりダウンロードすること。）

### 1.4 入札（開札）の立会い

入札（開札）に当たり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会依頼書を送付するので、代表者は立ち会うこと。

ただし、立会人が入札（開札）時刻までに到着しない場合、及び入札参加を有すると認められた者が1名のみ（入札辞退届を提出した者を除く。）の場合は、当該入札に関係のない町職員を立ち合わせるものとする。

### 1.5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札
- (7) 入札書の郵送受付開始日（令和8年5月7日（木））前又は到着期限（令和8年5月18日（月））後に入札書を提出した者の入札
- (7) 入札書又は工事費内訳書に開札日が記載されていない者の入札

### 1.6 契約の締結

- (1) 落札者決定の日から7日以内に仮契約書を取り交わすものとする。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、藤崎町議会の議決を得た日から本契約とする。

### 1.7 その他

- (1) 入札参加希望者は、町ホームページ掲載の藤崎町条件付き一般競争入札実施要領及び藤崎町郵便入札実施要領を熟読の上、入札に参加すること。
- (2) 入札結果については、落札者決定の日以降に町ホームページへの掲載などにより公表するものとする。
- (3) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後、藤崎町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。

以上

**【問い合わせ先】**

藤崎町財政課管財係

TEL 0172-88-8248

FAX 0172-75-2515

メール [kanzai@town.fujisaki.lg.jp](mailto:kanzai@town.fujisaki.lg.jp)